

平成23年度

稚内市財務書類報告書

(新地方公会計制度－総務省方式改訂モデル)

貸借対照表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

北海道稚内市

平成25年3月

はじめに	～企業会計的手法の導入について～	1
I	財務書類に関する基本的事項について	2
1	財務書類作成に関する基本的事項について	2
2	貸借対照表（B／S）とは	3
3	行政コスト計算書（P／L）とは	8
4	純資産変動計算書（NWM）とは	9
5	資金収支計算書（C／F）とは	10
6	財務書類4表の関係	11
II	平成23年度普通会計財務書類について	13
1	貸借対照表の分析	13
2	行政コスト計算書の分析	17
3	純資産変動計算書の分析	19
4	資金収支計算書の分析	21
5	住民一人当たりの財務書類	22
6	比率等を用いた財務書類の分析	23
	（1）資産形成度	23
	（2）世代間公平性	26
	（3）持続可能性（健全性）	27
	（4）効率性 / （5）弾力性 / （6）自律性	28
III	平成23年度連結財務書類について	29
1	連結財務書類とは	29
2	普通会計貸借対照表と連結貸借対照表との比較	31
3	普通会計行政コスト計算書と連結行政コスト計算書の比較	33
IV	平成23年度財務書類	35
1	平成23年度財務書類（要約版）	
2	平成23年度普通会計貸借対照表	
3	平成23年度普通会計行政コスト計算書	
4	平成23年度普通会計純資産変動計算書	
5	平成23年度普通会計資金収支計算書	
6	平成23年度連結貸借対照表	
7	平成23年度連結行政コスト計算書	
8	平成23年度連結純資産変動計算書	
9	平成23年度連結資金収支計算書	

はじめに ～企業会計的手法の導入について～

平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、地方分権の流れと歩調を合わせ、地方公共団体は既存の経常収支比率など、現金収支にかかる情報を中心とした財政指標だけでなく、財政状況を総合的かつ長期的に把握することが必要となりました。

また、市民の皆様に継続的な行政サービスを提供するための、持続可能な財政運営が求められています。

このような中、国は平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を公布し、「健全化判断比率」の公表と比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化等を図るための計画を策定する制度を定めました。健全化判断比率の改善を進めるためには、地方債残高や退職手当引当金、第三セクター等に対する将来的な税等の負担割合を表す「将来負担比率」の改善策を検討する必要があります。ストックベースや連結ベースの財務情報が必要となってきます。

しかし、これまでの市の歳入歳出決算書では、市の保有資産の状況や将来にわたる市民負担などの状況が分かりにくく、市全体と一部事務組合・第三セクター等との連結した財務情報が提供されておらず公共部門の全体像が把握しにくいなどの問題点がありました。

平成19年10月に総務省から公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」（以下、「報告書」という。）では、新たに2つの財務書類作成モデルが示され、平成21年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表の整備及び情報の開示に取り組むことが要請されてきたところです。

稚内市では、平成14年度から企業会計的手法を用いた財務書類の作成に取り組み、普通会計のバランスシート及び行政コスト計算書の公表を行ってきましたが、報告書に基づく新たな財務書類についても、平成21年度から公表しています。

これにより、多面的な財政状況の把握や分析、資産や債務の適正な管理に努め、今後さらに効率的な財政運営に努めてまいります。

また、現在、公有資産台帳整備や資産評価に向けた取り組みを進めており、財務書類の資産評価については、今後、より精度の高い情報をもとにお知らせできるものと考えています。

このように財務書類を公表することで、これまでの本市のストック情報やコスト情報について、今までとは違う観点からご覧いただけることとなります。本市の今後の財政運営においても、参考にさせていただきますようお願いいたします。

I 財務書類に関する基本的事項について

1 財務書類作成に関する基本的事項について

(1) 財務書類4表

平成19年10月に総務省から出された「新地方公会計制度実務研究会報告書」の総務省方式改訂モデルに基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4つの財務書類を作成しています。

(2) 開示モデルについて

報告書では、財務書類の開示モデルとして、基準モデルと総務省方式改訂モデル（以下、「改訂モデル」という。）が示されました。基準モデルが現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価するのに対し、改訂モデルは、段階的に固定資産情報を整備することが可能です。本市は、平成21年度より公有資産台帳の整備に取り組むこととし、改訂モデルにそって作成しています。

(3) 普通会計対象範囲

地方財政状況調査（決算統計）区分上の普通会計を対象としています。稚内市の場合、一般会計と同様となりますが、奨学基金の繰入れ繰出しの調整や費目の移し替えを行っており、一般会計の合計額とは異なります。

(4) 対象年度

対象年度は平成23年度で、平成24年3月31日を作成基準日としています。なお、出納整理期間（平成24年4月1日から5月31日）における出納については、基準日までに終了したものとして処理しています。

(5) 一年基準

固定・流動の区分については、原則として1年基準を採用しています。

(6) 作成基礎データ

原則として、昭和44年度以降の決算統計の数値を基礎として作成しています。一部、対象年度の歳入歳出決算書や人事データを用いて数値を算出しています。

2 貸借対照表（B／S）とは

市の決算書が、1年間の収入と支出の流れを表すフロー情報であるのに対し、貸借対照表は、市が主に住民サービスを提供するために保有している土地・建物や基金などの財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示したものです。資産合計と負債・純資産合計が一致し、左右のバランスが図られている表であることからバランスシートとも呼ばれます。

【旧総務省方式からの主な改正点】

- ・有形固定資産の耐用年数を変更しました。
- ・償却対象資産の償却開始年度を当該年度から翌年度へと変更しました。
- ・普通建設事業に含まれる支弁人件費を有形固定資産から除外することにしました。
- ・売却可能資産（時価評価）を計上することにしました。
- ・投資損失引当金を計上することにしました。
- ・未収金を長期と短期に分類し、それぞれに回収不能見込額を計上しました。
- ・賞与引当金を計上しました。
- ・損失補償引当金を計上しました。
- ・「正味資産の部」が「純資産の部」となり、公共資産等に充当された国道補助金・一般財源等とその他の一般財源等に区分することにしました。

【貸借対照表】

借 方	貸 方
<p>資 産</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使う資産 (例) インフラ資産、施設 ●売れる資産 (例) 売却予定土地 ●回収する資産 (例) 貸付金、未収金 	<p>負 債</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来世代の負担 地方債、退職手当引当金
	<p>純資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国・道の負担、過去又は現世代の負担 (例) 補助金、これまでに 収納した税金等

(1) 公共資産

① 有形固定資産

有形固定資産は、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には土地や建物、機械器具などです。昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費（補助金として支出した金額を除く。）を集計し、減価償却計算を実施した後（用地取得費は除く。）の金額を、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興、消防、総務

の7項目に分類集計して計上しています。

一方、普通建設事業費のうち、市以外の団体に補助金又は負担金として市が支出した金額については、市の所有する資産ではないため、有形固定資産として計上していません。しかし、市の資産でなくとも住民が広く利用でき、住民生活に役立つことから、貸借対照表の末尾に「他団体及び民間への支出金により形成された資産」として注記しています。

② 売却可能資産

売却可能資産とは、貸借対照表に計上された公共資産のうち、貸借対照表基準日時点で行政サービスの提供には活用されていないが、将来の現金獲得能力があると考えられるものです。貸借対照表計上額は、現金化するといくらになるのかという点から「売却可能価額」で評価することになります。

本市では、売却可能資産の段階的な整備を行っており、貸借対照表基準日時点で売却が可能と判断されている公共資産を計上しています。

③ 減価償却

土地以外の有形固定資産については、報告書に定められた耐用年数により、減価償却を行っています。耐用年数の区分は、以下のとおりです。

有形固定資産耐用年数表

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 生活インフラ・国土保全		4 環境衛生	2 5
(1) 道 路	4 8	5 産業振興	
(2) 橋りょう	6 0	(1) 農林水産業	
(3) 河 川	4 9	ア 造 林	2 5
(4) 砂 防	5 0	イ 林 道	4 8
(5) 海岸保全	3 0	ウ 治 山	3 0
(6) 港 湾	4 9	エ 砂 防	5 0
(7) 都市計画		オ 漁 港	5 0
ア 街 路	4 8	カ 農業農村整備	2 0
イ 都市下水路	2 0	キ 海岸保全	3 0
ウ 区画整理	4 0	ク その他	2 5
エ 公 園	4 0	(2) 労 働	2 5
オ その他	2 5	(3) 商 工	2 5
(8) 住 宅	4 0	6 消 防	
(9) 空 港	2 5	(1) 庁 舎	5 0
(10) その他	2 5	(2) その他	1 0
2 教 育	5 0	7 総 務	
3 福 祉		(1) 庁舎等	5 0
(1) 保育所	3 0	(2) その他	2 5
(2) その他	2 5		

(2) 投資等

① 投資及び出資金

公営企業（病院事業、水道事業）や第三セクターへの出資金や財団法人等に対する出資金・出えん金を計上します。「投資損失引当金」は、将来回収できないと見込まれる損失金額を相手先の貸借対照表の純資産額及び出資割合を用いて計算し、予め引当計上しておくものです。

なお、連結対象団体への投資等については、将来回収できないと見込まれる損失金額を投資損失引当金として計上していますが、連結対象団体以外への投資等については、投資等の計上額を直接減額しており、これにより、連結対象団体の損失見込額を明らかにしています。

② 貸付金

貸付金には、市が貸し付けている金額のうち回収期限が到来していない金額を計上しています。

③ 基金等

基金には、特定の目的のために資金を積み立てる「特定目的基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する「定額運用基金」があります。貸借対照表では、「退職手当目的基金」と「その他の特定目的基金」が特定目的基金に該当し、「土地開発基金」と「その他定額運用基金」が定額運用基金に該当します。財政調整基金や減債基金は、行政運営や地方債償還に充てる基金であり、現金預金へ計上することとしています。

④ 長期延滞債権

長期延滞債権には、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、未だ収入されていない債権を計上しています。

⑤ 回収不能見込額

「貸付金」「長期延滞債権」のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上しています。回収不能見込み額は、報告書に例示されている方法によりそれぞれの区分ごとに（過去5年間の不納欠損額÷（滞納繰越収入額＋不納欠損額）の平均値）を用いて計算しています。

(3) 流動資産

① 現金預金

財政調整基金、減債基金、歳計現金などを計上しています。

② 未収金

市税や使用料・手数料、分担金・負担金、雑入などの科目の収入未済額については、歳入歳出決算書の収入未済額のうち現年分を未収金、滞納繰越分を長期延滞債権として計上しています。

③ 回収不能見込額

上記、「未収金」のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上しています。

(4) 固定負債

① 地方債

地方債のうち翌々年度以降に償還されるものを計上しています。

② 長期未払金

公共資産をPFIの手法により取得した場合や、リース（分割購入）した場合など、既に物件の引渡しやサービス提供を受けたものうちまだ支払っていない金額、及び債務保証や損失補償の履行が決定した額などを計上しています。

③ 退職手当引当金

年度末において、在籍する職員が普通退職した場合に必要な退職手当の額全額から翌年度支払予定退職手当の額を除いた額を、退職手当引当金として計上しています。

具体的には、財政健全化法の健全化判断比率の一つである「将来負担比率」で算定した「一般会計の退職手当負担見込額」と同額を計上しています。

退職手当は、支給時のみ発生するものではなく、職員の在籍期間を通じて徐々に発生していくという考え方にに基づき、年度末の要支給額を見積もり計上したものです。

④ 損失補償等引当金

財政健全化法の健全化判断比率の一つである「将来負担比率」で算定した「設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額」のうち、②長期未払金に含めなかったものを計上しています。

(5) 流動負債

① 翌年度償還予定地方債

地方債のうち、翌年度に償還する予定の金額を計上しています。

② 短期借入金（翌年度繰上充用金）

収支不足が発生した場合に翌年度予算から前借りする額を計上しています。

③ 未払金

翌年度に支払いしなければならない未払金を計上しています。

④ 翌年度支払予定退職手当

職員に支払う退職手当のうち、翌年度の支払い予定額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

翌年度に支給される賞与（夏期手当）のうち、当年度に発生した部分を計上しています。

(6) 純資産

① 公共資産等整備国道補助金等

住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・道から補助を受けた部分です。

② 公共資産等整備一般財源等

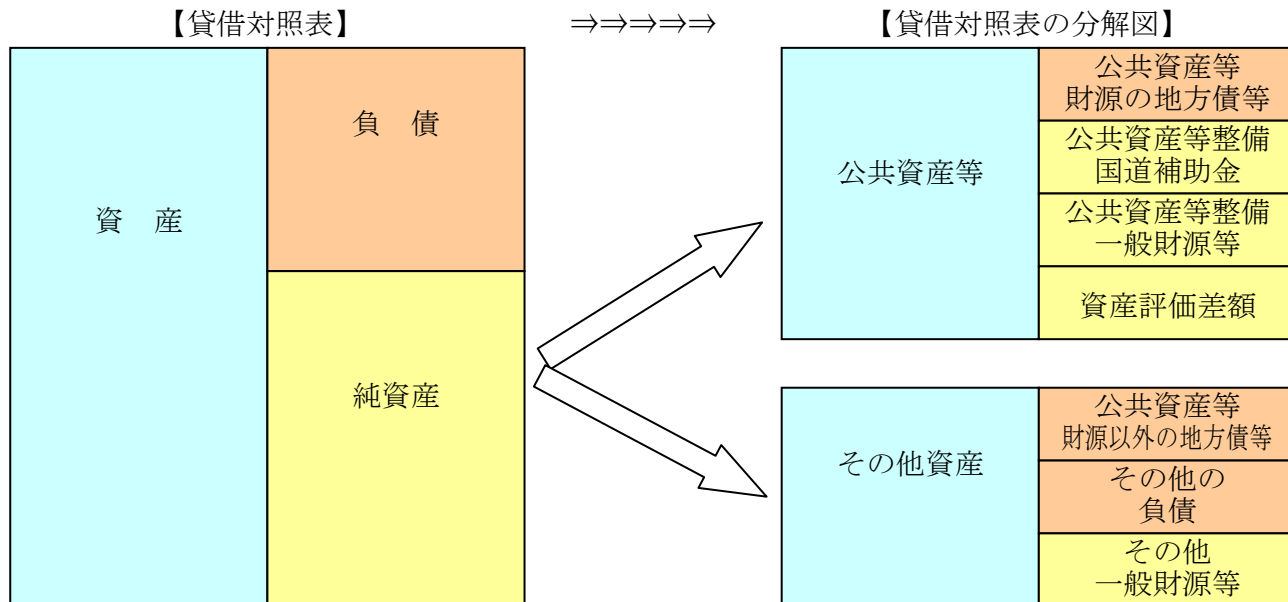
住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・道補助金等と建設地方債を除いた部分です。

③ その他一般財源等

公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。

④ 資産評価差額

「売却可能資産」の取得価額と売却可能価額との差額や「投資及び出資金」のうち市場価格のある有価証券の取得価額と時価との差額などです。



純資産は、公共資産等の財源として既に投下された財源とまだ投下されていない自由な財源に区別されます。

3 行政コスト計算書（P/L）とは

行政コスト計算書は、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスの提供の状況を表すものです。行政コスト計算書を見ることで目的別、性質別のコストの状況の把握が可能になります。また、それぞれのコストに充てられた使用料・手数料等の財源の把握が可能となります。

【旧総務省方式からの主な改正点】

- ・受益とコストの負担を明らかにする観点から、市税や地方交付税を純資産変動計算書へ計上しました

（1）行政コストの構成要素

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差し引いたものが、「純経常行政コスト」になります。行政コスト計算書は、行政目的別と性質別のマトリックス形式で表示されます。

性質別行政コストは、「1. 人にかかるコスト」「2. 物にかかるコスト」「3. 移転支出的なコスト」「4. その他のコスト」に大きく4分類しています。人件費や物件費など節で示される経費と退職手当引当金繰入金等や減価償却費などの経費が計上されます。

経常収益についても、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金などが計上されます。

目的別行政コストは、経常行政コストと経常収益が、生活インフラ、教育、福祉といった行政目的別にどの程度投入されたかが分かります。

① 退職手当引当金繰入等

当年度末のバランスシートの退職手当引当金残高と、前年度末の同残高（当年度退職者に対する引当額を除く。）との差額を計上しています。

② 減価償却費

土地以外の有形固定資産について減価償却を実施し、その価値減少分を計上しています。

（2）純経常行政コスト

経常行政コストと経常収益との差し引きで表される純経常行政コストは、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供する上で用いられた経費から受益者負担などの収益で賄われたものを差し引いた額で、地方税や地方交付税といった一般財源や資産の売却益などで賄わなければならないコストを表します。

4 純資産変動計算書（NWM）とは

貸借対照表の「純資産の部」について、会計年度中の動きを表す計算書です。純資産の部を構成する「公共資産等整備国道補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」及び「資産評価差額」について、その増減の要因となった項目が掲げられています。

(1) 純資産変動計算書の内容

① 純経常行政コストと財源

純経常行政コストの金額に対して一般財源及び経常的な補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかが分かります。

② 臨時損益

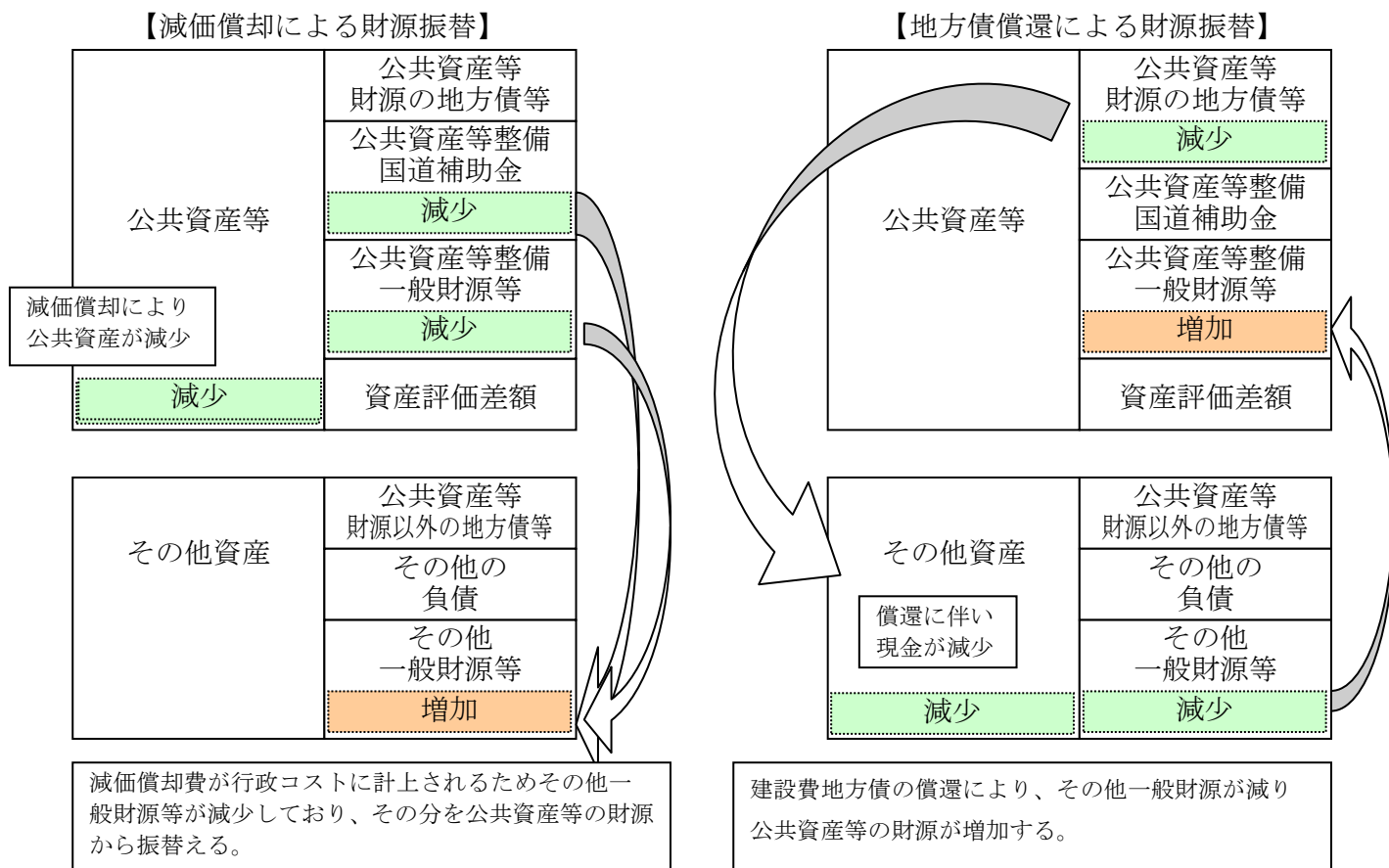
経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や第三セクター等に対する投資損失引当金の計上、損失補償の履行確定額など臨時的なコストや収入などを計上しています。

③ 科目振替

新たな公共資産等の取得や処分、償却などに伴って貸借対照表の資産の部に計上された公共資産等の金額が増減します。公共資産等に充当された財源も資産の増減により変動するため、この調整を純資産変動計算書上で行います。

④ 資産評価に伴う増減

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。この増減額を資産評価差額の増減として計上しています。



5 資金収支計算書（C/F）とは

歳計現金（＝資金）の出入りの情報を性質の異なる3つの活動区分に分けて表示した財務書類です。3つの区分とは、「経常的収支の部（経常的な行政活動による資金収支）」、「公共資産整備収支の部（公共資産整備にかかる支出とその財源の収入）」及び「投資・財務的収支の部（出資、基金積立て、借金返済などの支出とその財源の収入）」です。

（1）資金収支計算書の内容

① 経常的収支の部

人件費や物件費などの支出と税込や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

② 公共資産整備収支の部

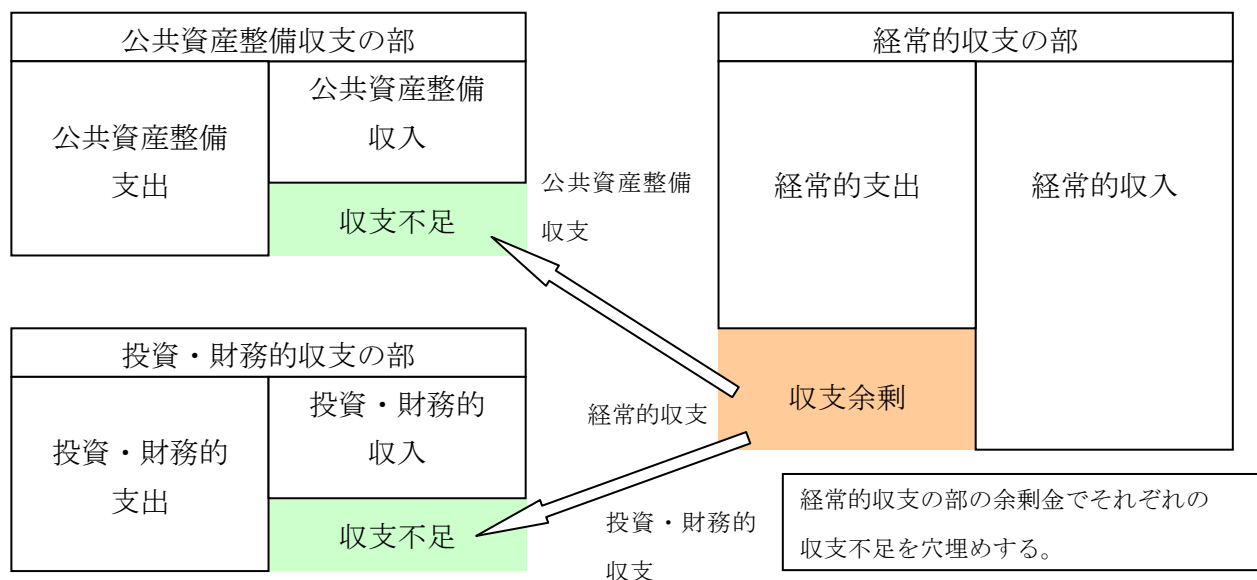
公共資産の整備などによる支出と財源である補助金・借金などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況が表示されます。

③ 投資・財務的収支の部

出資、貸付、基金の積み立て、借金の返済などによる支出とその財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動や借金の返済（財務活動）による資金の出入りの状況が表示されます。

（2）経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係

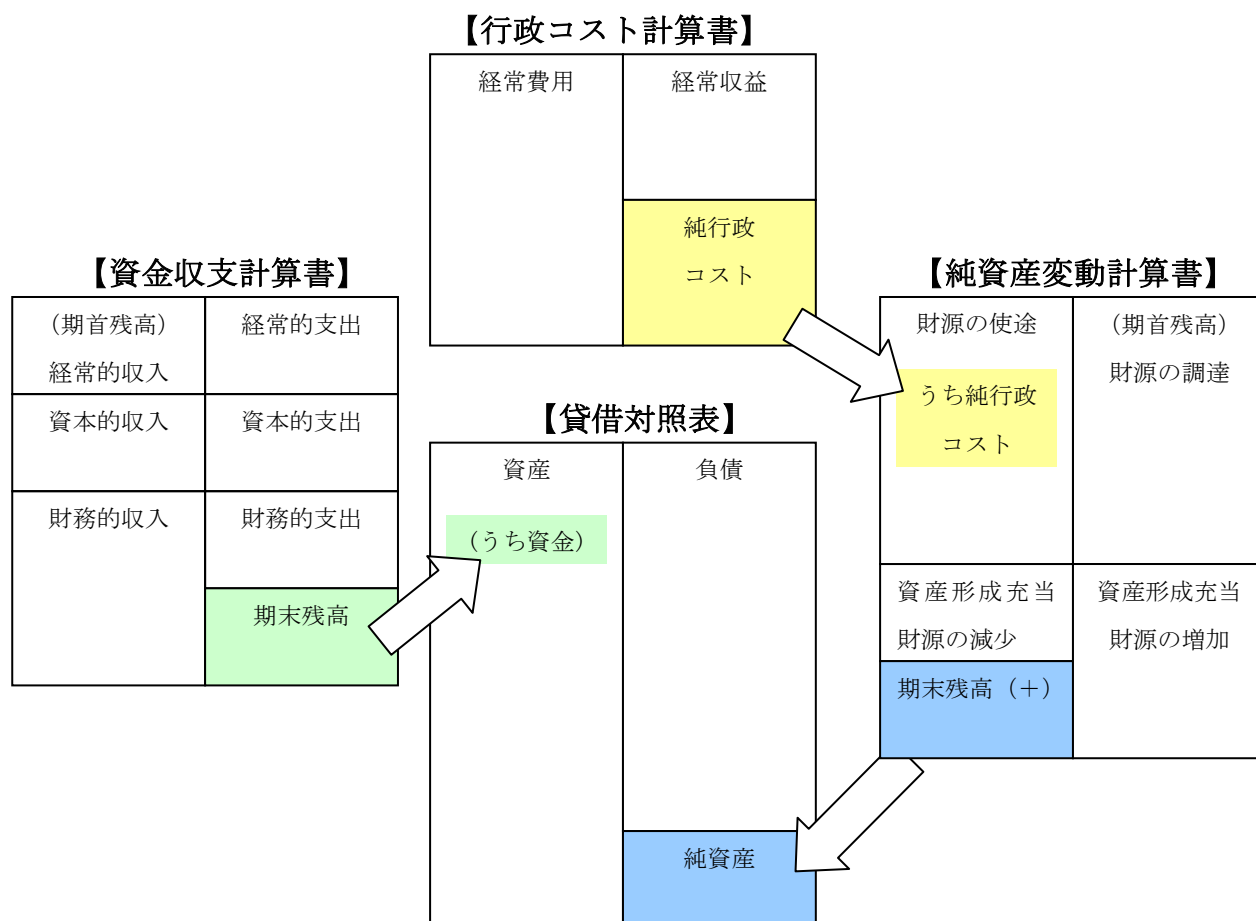
資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰（黒字）で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を穴埋め（補てん）するという関係になります。（下図参照）



6 財務書類 4 表の関係

財務書類は4つの表から構成されていますが、4表の関係を示したのが下記の図です。財務書類4表は、それぞれ結びついていますので、それぞれの数値が影響を及ぼし合います。

◆◆◆総務省方式改訂モデルによる財務書類4表の相互関係◆◆◆



① 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産は、国・道からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表していますが、この純資産の変動を表したものが純資産変動計算書になります。

純資産変動計算書における純資産変動要因の主なものは、純経常コスト（純資産のマイナス要因）と一般財源、補助金受入等（純資産のプラス要因）ですので、純経常行政コストが一般財源、補助金受入等を上回れば純資産が減少し、逆に一般財源、補助金受入等が純経常行政コストを上回れば純資産が増加することになります。

② 貸借対照表と純資産変動計算書

貸借対照表は、左側の財産と右側の財源が必ずバランスをとっています。

- ・ 純資産が減少＝資産が減少又は負債が増加
- ・ 純資産が増加＝資産が増加又は負債が減少

純資産変動計算書において、純経常行政コストが一般財源、補助金受入等を上回る（一般財源及び補助金等で純経常行政コストを賄いきれない。）ということは、将来世代への蓄積である資産を取り崩すか、あるいは将来世代の負担である負債を増加させる結果になるということです。

逆に、一般財源、補助金受入等が純経常行政コストを上回る（一般財源および補助金等で純経常行政コストを賄いきったうえで余剰が生じる。）ということは、将来世代への資産をさらに蓄積するか、あるいは将来世代の負担である負債を減少させる結果になるということです。

③ 行政コスト計算書と純資産変動計算書

行政コスト計算書は、純資産変動計算書における純経常行政コストの詳細な内訳です。

1年間にかかった経常行政コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

④ 資金収支計算書と貸借対照表

資金収支計算書は、歳計現金の動きを表す計算書ですが、期末歳計現金残高は貸借対照表の歳計現金残高と必ず一致します。すなわち、資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている歳計現金の増減明細ということになります。